

入札ボンド制度の実施要領骨子

1. 趣旨及び意義

- 公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度を入札ボンド制度として導入することとし、当該機能を有する証書を「入札ボンド」と呼ぶ。
- 会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用することとし、一律に入札保証金を免除する現在の運用を改め、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用に変更する。

2. 実施要領

(1) 対象となる工事

- 一般競争方式によって入札を行う工事（ただし、災害応急対策工事、災害復旧工事等の緊急を要する場合を除く。）。
- 大規模な工事から導入するなど段階的に実施。

(2) 入札ボンドの種類

- ・ 損保の入札保証保険
 - ・ 金融機関の入札保証
 - ・ 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
- ※ ただし、現金、国債その他有価証券も提出可

(3) 入札公告

発注に際し、入札保証金の納付を求める旨の入札公告を行う。記載例の要旨は、次のとおり。

入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(4) 発注者への入札ボンドの提出時期

入札参加者による競争参加資格確認資料等の提出と同時。

(5) 付保割合

- 会計法令で定める最低の保証割合である5/100を基本。
- なお、入札ボンドとして取扱う契約保証の予約については、入札参加者が落札した場合には、発注者が求める契約保証が必ずなされることについて金融機関又は保証事業会社が書面において約していることが必要。